

ベトナムにおける法制度の整備・執行

1 法体系

ベトナムにおける環境保護に係る基本規則は、環境保護法で定められている。同法は1994年から施行されていたが、2005年11月に改正された。2005年環境保護法においては各分野の環境汚染対策に係る理念がそれぞれ以下の章に盛り込まれている。

ベトナムにおける環境法令の特徴としては、大気汚染や排水、騒音・振動の対策も「廃棄物管理」の一環であることが挙げられる。

表 1.1 ベトナム環境保護法（2005年改正）の概要

第1章	一般規定	
第2章	環境基準	
第3章	戦略的環境評価、環境影響評価、環境保護公約	
	第1節	戦略的環境評価
	第2節	環境影響評価
	第3節	環境保護公約
第4章	天然資源の保全と合理的利用	
第5章	生産・経営・サービス活動における環境保護	
第6章	都市、住宅地の環境保護	
第7章	海、河川、その他の水源の環境保護	
	第1節	海洋の環境保護
	第2節	河川の環境保護
	第3節	その他の水源の環境保護
第8章	廃棄物管理	
	第1節	廃棄物管理に関する一般規定
	第2節	有害廃棄物の管理
	第3節	一般固形廃棄物の管理
	第4節	排水管理
	第5節	煤塵、大気、騒音、振動、光、放射能の管理及び制御
第9章	環境事故の防止及び対応、環境汚染の改善、環境の回復	
	第1節	環境事故の防止及び対応
	第2節	環境汚染の改善及び環境の回復
第10章	環境モニタリング及び情報	
第11章	環境保護のための人材・資金	
第12章	環境保護に関する国際協力	
第13章	環境保護に関する国の管理機関、ベトナムの戦略及びその構成組織の責任	
第14条	環境に関する違反行為の検査・処理、不服申し立ての解決、告訴と損害賠償	

	第1節	環境に関する違反行為の検査・処理、不服申し立ての解決、告訴
	第2節	環境汚染、悪化による損害賠償
第15条	施行規則	

また、新環境保護法の施行規則（Decree No. 80/2006/ND-CP、2006年政令第80号）と罰則規定（Decree No. 81/2006/ND-CP、2008年政令第21号）も2006年に発効されている。なお、2006年政令第80号は2008年政令第21号で一部改正されており、環境・排出基準をTCVNからQCVNへ移行することや、環境影響評価の対象事業や手続き等に関して改正する旨が規定されている。また、2006年政令第81号に関しても、2009年政令第117号で罰金の額が改正され、環境保護法違反への罰金の最高額は7,000万VNDから5億VND（約27,000USD）まで引き上げられた¹。

（1） 環境保護法等の改正予定²

1993年に制定され、2003年に第1回目の改正が行われた環境保護法は、2013年に第2回目の改正が予定されている。2013年の改正において想定される変更内容は以下のとおりである。

- 現在の環境保護法は、経済措置については課徴金以外は触れていないが、今後の環境管理においては、規制とともに経済措置を同じバランスで行っていくという政府の方針があるため、経済措置の章を設ける。
- 現在の環境保護法においては、省庁間の権限や責任分担が不明瞭であったり、重複している部分があり、これらの明確化、整理を可能な限り行う。

また、排水課徴金制度について定める政令67号は、課徴金の計算方法が複雑で徴収率が低いことから、徴収率の簡素化した改正案が2011年中に作成される予定である。

（2） 環境保護基金と環境保護活動へのインセンティブとサポートに関する政令（No. 04/2009/ND-CP）に関するCircular

2009年1月14日付で公布された公害防止施設に対する資金支援を目的とする環境保護基金と環境保護活動へのインセンティブとサポートに関する政令（No. 04/2009/ND-CP）の輸入関税免税に関するCircular（101/2010/TT-BTC³）が2010年7月14日付で財務大臣によって公布された。署名の45日後に発効することになっていることから、2010年9月には発効していると考えられる。

関税が無税化される製品のカテゴリーは次のとおりである。

¹ http://www.baodongnai.com.vn/default_en.aspx?tabid=594&ItemID=49594

² 2011年3月9日に開催された日越合同政策検討会でのベトナム側からの情報提供に基づく。

³ ベトナム国税関ウェブページから入手可能。

<http://www.customs.gov.vn/English/Lists/Documents/ViewDetails.aspx?ID=1118>

- 300 リットル以上のタンク等の容器
- ガス又は液化ガスの発電機
- ポンプ、コンプレッサー、ファン、換気設備
- 温水器（電力を使わないもの）、蒸留又は整流機器、熱交換器、ガス液化装置
- 遠心分離機
- 12 トン以下の整地機
- 金属用液圧プレス
- 木材、コルク、骨、硬化ゴム、硬化プラスチック用工具（分離・切断機、ラッチ、プリント基板の表面を取り除く機器）
- HS コード 84.62 又は 84.63 の部品
- 分別・スクリーニング・洗浄機器、破碎・粉碎機器
- 独立した機能を持つ機器
- 減圧バルブ、オレオ油圧又は気圧式変速機用バルブ、チェックバルブ、安全弁
- 交流発電機
- 発電機、回轉變流機
- 工業用、研究用電気炉
- 電力による暖房装置（空間、土壌）
- 製品運搬自動車（圧縮点火内燃エンジン、火花点火内燃エンジン）
- 特殊自動車（道路清掃車等）
- 測量器（水準器、写真測量器等）
- 液体・ガスの計測器
- 物理的又は化学的分析用機器（ガス・煙分析機器、クロマトグラフ及び電気泳動装置、光学的放射を用いる分光計・分光光度・分光器、光学的放射を用いるその他の機器等）
- ガス、液体、電気の供給又は生産用メータ
- 計測・チェック用機器（平衡器、試験台等）
- 自動制御機器（サーモスタット、マノスタット等）

2 法の執行体制と課題

2.1 執行体制

(3) 環境保護に関する中央省庁の役割

環境保護法（Law on Environmental Protection: LEP）では、第 121 条で環境保護に関する中央政府の役割・責任を以下のように規定している。

表 2.1 環境汚染対策に係るベトナム関係省庁の役割

省庁名	役割・責任
天然資源環境省 (MONRE: Ministry of Natural Resources and Environment)	環境保護に関する国の管理の実施において、以下に関して責任を有する。 a) 政府への環境保護に関する法律文書の交付の上程（あるいは公布） b) 政府への環境保護に関する国家政策、戦略、計画の上程 c) 分野横断的、省横断的環境問題の解決の主管 d) 環境基準システムの構築、公布 e) 環境モニタリング・システムの構築・管理、及びモニタリング・データの統一的管理の指導

省庁名	役割・責任
	f) 環境評価の指導 g) 戦略的環境評価報告書、環境環境評価報告書の評価・承認、環境保護公約の登記活動の統一的管理 h) 環境保護に関する法令違反の指導、監督、監査、処理、環境保護に関する紛争や不服申し立て、告訴等の解決 i) 各国及び国際組織との環境保護に関する国際協力活動の主管 j) 各レベルの人民委員会による環境保護に関する法令施行の指導・監督 k) 国内の土地利用計画、水資源に関する国家戦略、省横断的な河川流域での計画、鉱物資源の基礎調査、探鉱、採取、加工に関する国家マスタープランにおける環境保護の要件の保障
計画投資省 (Ministry of Planning and Investment)	中央省庁や政府所属機関、省レベルの人民委員会と協力し、国家、政府、首相の決定裁量権に属する戦略、マスタープラン、社会経済開発計画、重要事業における環境保護要件の保証
農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development)	MONRE 等の関連省庁や人民委員会と協力し、以下の規定に関する監視及び指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ LEP 及び関連環境保護規定 ・ 化学製品、殺虫剤、肥料、農業廃棄物の生産、輸入、使用に関する規定 ・ 遺伝子組み換えの植物種苗や家畜に関する規定 ・ 堤防、灌漑、森林保全区、農村における水供給に関する規定
工業省 ⁴ (Ministry of Industry)	MONRE 等の関連省庁や人民委員会と協力し、以下の規定に関する監視及び指導をしながら環境技術産業を育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ LEP 及び関連環境保護規定 ・ 工業地域の施設や設備の取扱いに関する規定 ・ 重大環境汚染を引き起こす工業施設の取扱いに関する法律
水産省 (Ministry of Fishery)	以下の規定に関する監視及び指導を行う <ul style="list-style-type: none"> ・ LEP 及び関連環境保護規定 ・ 水産物の養殖、採取、加工、遺伝子組み換え水産物、海洋保全区に関する規定
建設省 (Ministry of Construction)	MONRE 等の関連省庁や人民委員会と協力し、以下の規定に関する監視及び指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ LEP 及び関連環境保護規定 ・ 都市、複合生産・サービス区、クラフトビレッジ、農村住宅密集地における給水・排水、固形廃棄物処理、排水処理基盤整備の各活動に関する規定
交通運輸省 (Ministry of Transportation)	MONRE 等の関連省庁や人民委員会と協力し、以下の規定に関する監視及び指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ LEP 及び関連環境保護規定

⁴ 旧工業省 (Ministry of Industry) と旧商務省 (Ministry of Trade) が 2007 年 7 月に合併し、商工省 (Ministry of Industry and Trade) となっている。LEP で規定されている工業省の役割・責任は、現在は商工省が担当している。

省庁名	役割・責任
	・ 交通基盤整備活動や交通運輸活動に関する法律の規定
保健省 (Ministry of Health)	医療廃棄物の管理、医療施設における環境保護義務、食品衛生安全及び埋葬の指導・監督
国防省及び公安省 (Ministry of National Defense / Ministry of Public Security)	環境事故に対処し、環境改善に対応する人員の動員、国防省及び公安省の管理下にある武装部隊において環境保護業務の指導・監督
環境警察	環境法令に対して違反を起こしている工場や施設等の摘発 ⁵

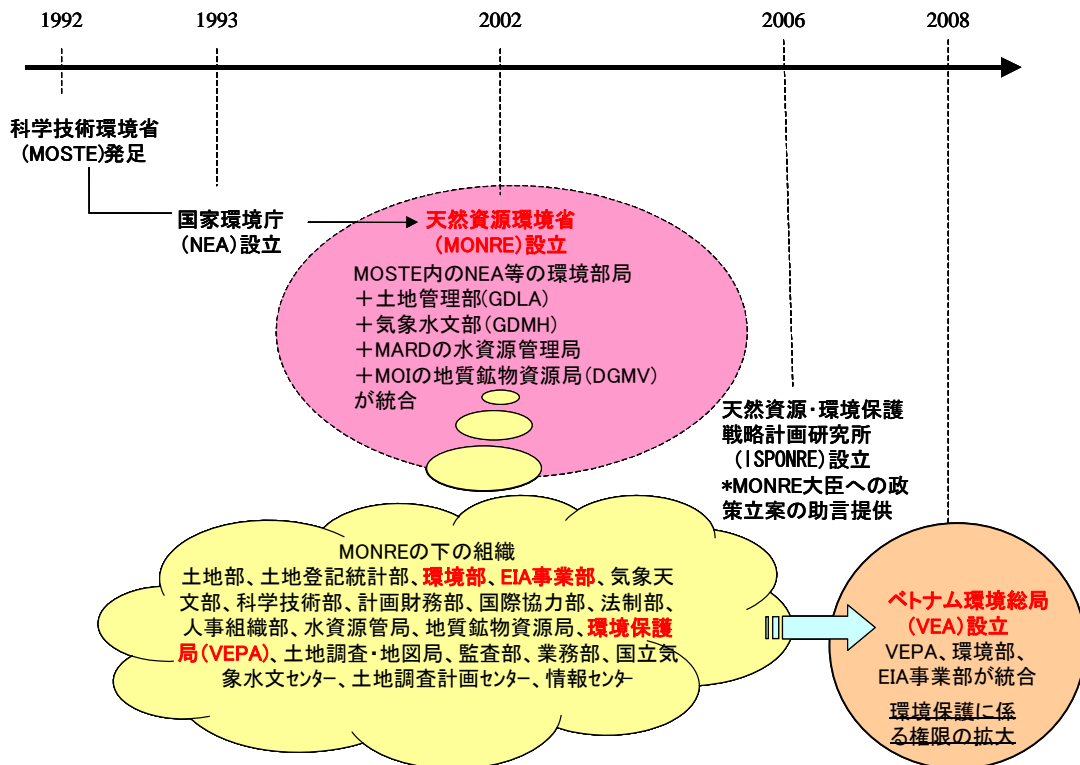
○MONRE の変遷

MONRE の前身は 1992 年に設立された科学技術環境省 (MOSTE: Ministry of Science, Technology and Environment) の下に 1993 年に設立された国家環境庁 (NEA: National Environment Agency) である。2002 年には公害問題の増加と、環境保護対策の強化の必要性から MOSTE の環境部門が独立し、さらに関連部局を統合して MONRE が設立された。

MONRE の中で環境保護に係る政策の立案、LEP や関連基準の遵守状況のモニタリングや環境事故の処理、地方の部局や機関に対する指導を実施しているのがベトナム環境保護庁 (VEPA: Vietnam Environment Protection Agency) であった。VEPA は、更なる環境分野での権限拡大、人員の増強を図るため、2008 年に環境部や EIA 事業部と統合し、ベトナム環境総局 (VEA: Vietnam Environment Administration) として再編成された。

また、2006 年には MONRE の下に、政策研究を通して MONRE 大臣への政策立案のアドバイスを提供することを目的とした天然資源・環境保護戦略計画研究所 (ISPONRE: Institute for Strategy and Policy for Natural Resources and Environment) が設立されている。

⁵ 環境警察は分析機器等はないが、強制捜査を行う権限を有している。

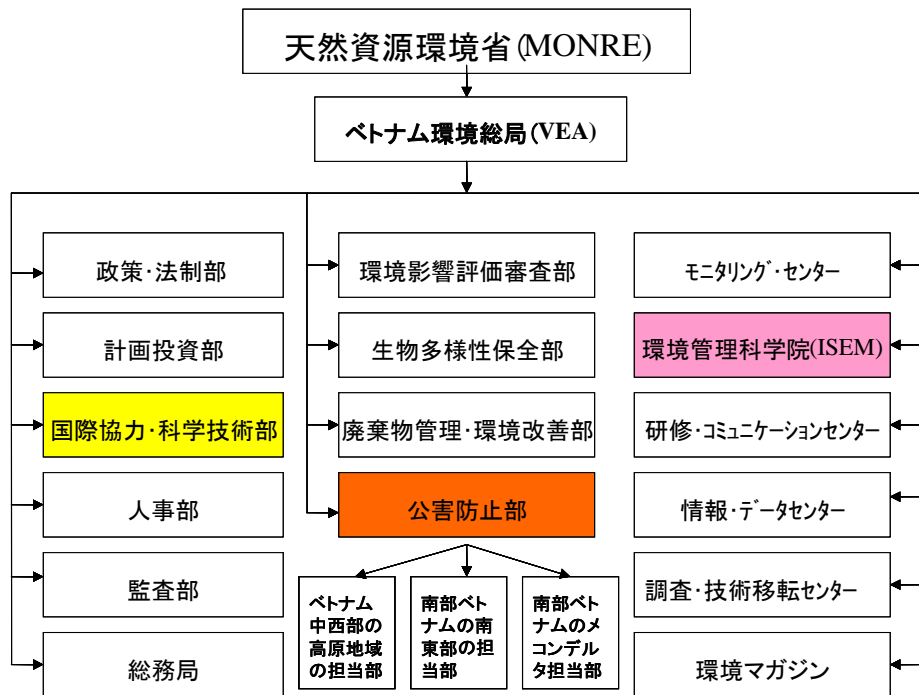


出典：ベトナム環境総局（VEA）Web サイトの情報を基に作成

図 2.1 ベトナムの環境保護に責任を有する中央省庁の変遷

VEA の組織図を下図に整理する。環境汚染対策の中心を担うのは公害防止部（Department of Pollution Control）であり、今後ベトナムにおいて環境汚染対策を促進していくためには、同部局の人材整備・能力向上が必要になる。

我が国の環境対策技術をパッケージでベトナムへ支援していく上で重要と考えられるその他の機関としては、環境汚染対策の技術の開発・普及方策の検討を担っている国際協力・科学技術部（Department of International Cooperation and Science & Technology）が挙げられる。また、2008 年より新たに設立された環境政策の研究機関である環境管理科学院（ISEM: Institute for Science and Environmental Management）は、我が国の環境汚染対策の経験を移転していく上でのフォーカルポイントとなりうる機関であり、今年度より同機関と日本の環境省との間での共同政策研究が開始されたところである。



出典：VEA 提供資料を基に作成

図 2.2 ベトナム環境総局 (VEA) の組織図

(4) 環境保護に関する地方政府の役割

○人民委員会の役割

ベトナムにおける地方自治は各省あるいは中央直轄市の人民委員会 (People's Committee) が担当しており、環境汚染対策も地域の人民委員会が担う部分が多い。2005 年環境保護法第 122 条では、ベトナムにおける環境汚染対策に関して、各省や中央直轄市の人民委員会が負う責任は以下のように規定されている。

- ・ 環境保護に関する規定、制度、政策計画の公布
- ・ 環境保護に関する戦略、計画及び実施の指導・計画
- ・ 所轄する地域のモニタリング・システムの構築、管理、指導
- ・ 環境の状況に関する評価の定期的な指導
- ・ 所管する EIA 報告書の評価、承認 (大規模プロジェクト等は中央政府が承認)
- ・ 環境保護に関する法律の理解の向上
- ・ 環境保護に関する法律違反の監督、処理、不服申し立てや告訴の解決

2002 年に中央省庁と同様の組織改革が各省や中央直轄市で実施され、地方政府はそれまで地方政府の中に設置されていた科学技術環境部 (Department. of Science, Technology, and Environment) を改組し、DONRE (Department. of Natural Resources and Environment) を設立している。DONRE は省あるいは中央直轄市の人民委員会の下に設置されており、現在はすべての省・中央直轄市に

において組織の整備がなされている。主な役割は、工場に対する許可証の発行、河川・大気等の環境モニタリング、工場や処理・処分施設への立ち入り検査、違反行為があった場合の摘発等である。

2.2 執行上の課題

ベトナムにおいては環境汚染対策に係る規制や基準は整備されつつある。一方で、法制度の執行の面では多くの課題を抱えている。これらの課題を以下に整理する。

表 2.2 ベトナムにおける環境法制度の執行に係る主な課題

分野	課題
環境管理当局の組織体制における課題	<ul style="list-style-type: none"> MONRE 及び VEA に環境汚染対策に係る十分な権限が付与されていない。また、他の省庁との間で権限の重複もある（例として、環境技術の開発・普及方策の検討は VEA の国際協力・科学技術部が担っているが、一方で科学技術省が基本的に技術開発・技術承認を主管することが国の法令で定められている）^{6,7}。 分野横断的、地域横断的な環境問題（河川流域での水質汚染問題）を解決するために必要な関連省庁や地域の垣根を越えた協力が効果的に行われていない。取組の重複、あるいは責任の不履行等が見受けられる⁸。
政策上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 多くのセクターや地方における政策、戦略、社会経済開発計画の策定において、経済開発が優先されるため、環境保護の概念が十分に考慮されていない^{8,9}。 環境影響評価（EIA）の制度はあるが、事後監査（post-audit）がほとんど実施されていない⁹。 環境保護に関する違法行為を抑制し、解決を促す厳格な制裁措置が実施されていない^{10,11}。そのため、Vedan 社のケースに代表される違法行為が頻繁に起きている¹²。

⁶ 松澤 JICA 専門家（MONRE 政策アドバイザー）へのヒアリング調査より

⁷ VEA・国際協力・科学技術部、Mr. Nguyen Minh Cuong へのヒアリング調査より

⁸ Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE). "State of Environment, Report of Vietnam"

⁹ 第 1 回日越合同政策検討会（2009 年 7 月 17 日） Dr. DO Nam Thang（ISEM-VEA）発表資料（*Vietnam Pollution Issue*）

¹⁰ The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, "Vietnam Environment Monitor, 2006 -Water Quality in Vietnam with focus on the Cau, Nhue-Day and Dong Nai River Basin-", 2006

¹¹ 財団法人地球・人間環境フォーラム. 平成 18 年度我が国の ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務「ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任－CSR in Asia」（環境省請負事業）. 2006

¹² MONRE と公安省環境警察局の合同調査団が 2008 年 9 月に、東南部ドンナイ省ロンタイン郡のティバイ川流域で 1994 年からうまみ調味料などの生産工場を同地区に構える台湾系ベダン社（Vedan）が未処理排水の一部を毎日直接ティバイ川に垂れ流していたとして摘発。同社の排水システムは当局に報告された内容と異なり、環境保護法に違反していた。ベダン社は水処理施設の能力の範囲内で操業が一部停止となっており、また地元の住民への賠償金のほか、環境保護に関する行政違反に科された罰金が課されている。2 億 6700 万ドン（約 140 万円）と環境保護費の追徴金 795 億ドン（約 4 億 3000 万円）をすでに納付しており、残りの 477 億ドン（約 2 億 6000 万円）も 2009 年以内に納付する予定である。（<http://www.vn-navi.com/news/080918075101.html>、

分野	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な法的文書が公布・施行されているが、法令間で重複や不足があるほか、実現性が乏しく現実にそぐわないものがある。より実現性を高めるために定期的なレビューが求められる¹³。 ・ 環境保護への経済ツールの導入や、資源の有効利用、社会の資源の動員の促進といった観点を盛り込んだ法令がない。また、環境的な損失や損害に対して補償する規制等も整備されていない¹³。 ・ 環境違反行為を摘発したところで、刑法が適用できない場合がある^{6,13}。
<p>社会の意識に関する課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ DONRE の立入り検査は年々増えてきているものの、人民委員会の許可がないと実施できない場合がある（重大な環境汚染が発見されても、企業の操業停止は経済的な打撃及び失業者の増加を意味することから、地域の人民委員会が操業停止や閉鎖には否定的である。Vedan 社のケースの場合はDONREではなく、環境警察が摘発した）⁶。 ・ 8割近いの工場や事業主体が収益性の観点から、環境対策を十分に実施しないままに生産・事業活動を実施している⁶。 ・ 環境汚染対策の設備を導入している工場においても、設備の稼働コストが負担となるため、立入り検査があった場合にのみ稼働させているケースもある。環境基準を満たしていると政府が認定している企業も環境汚染を引き起こしている可能性がある¹⁴。
<p>人材の育成・確保に係る課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央及び地方ともに環境保護に係る管理システムは改善されているものの、他国と比較すると求められるワークロードをこなすだけの十分なスタッフが確保できていない。また環境学を勉強できる大学は増えているものの、専門的な知識を有する人材が不足している^{8,9}。 ・ 特にDONREは地域に適した政策や戦略の立案、モニタリング、排水課徴金の算出と徴収、立ち入り検査、環境事故の対応などの重要な役割を担っているが、人員及び能力も十分に備わっていない^{8,9}。 ・ 環境管理に関して専門性を有する人材に対しては、政府間（中央・地方）のみならず、民間企業やNGOとの間にも人材確保の競争が起きている（政府での職員報酬は定められているため、地方政府によっては給料の他に家屋や特別手当を提供する等の独自の戦略を立てている場合もある）¹³。
<p>資金確保に係る課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境管理や環境保護に対する国家予算の配分が低く⁸、特に中央において充分ではない。国家予算の1%が環境対策に配分されるとの政府の決定があったが、75%は地方に配分され、また残りの25%については他の省庁における環境対策との間で配分する必要もあり、MONRE及びVEAが使用できる資金は限定されている⁷。 ・ 排水による環境汚染に対する課徴金（政令第67号）については、排出量の実測技術・機材が整備されていないため、回収ができていない状態である。そのため、課徴金を資金源と想定していたベトナム環境保護基金等は資金の確保に困難が生じている^{8,6}。 ・ 投資の有効性、効率性が低い⁸（異なるセクターや一般市民からの資金提供

<http://www.viet-jo.com/news/social/090515081737.html>)

¹³ 第1回日越合同政策検討会におけるベトナム側からの意見

¹⁴ ベトジョー ベトナムニュース (<http://www.viet-jo.com/news/social/090602082153.html>)

分野	課題
	<p>を促進し、動員するメカニズムが整備されていない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保護に対する投資を躊躇する企業が多い⁸。 ・ 地方部に対する外資による支援プロジェクトが少ない。多くのプロジェクトは中央政府、あるいは大規模な省や都市に集中している⁸。